

## 観光学術学会 賛助会員細則

(目的)

第 1 条 この細則は、観光学術学会（以下、当学会）の賛助会員に関する事項について定める。

(賛助会員の定義)

第 2 条 賛助会員とは、当法人の事業の趣旨に賛同し援助する個人若しくは法人または法人格のない団体とする。

(入会)

第 3 条 賛助会員となるには、別紙様式による入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会費)

第 4 条 理事会は、その決議により、会費を減免することができる。

(賛助会員の便益)

第 5 条

賛助会員は次の便益を受けることができる。

1. 総会にオブザーバーとして出席ができる。ただし発言権はない。
2. 機関誌の頒布を受けることができる。
3. 展示などの配置ができる。
4. 学会誌に広告を掲載することができる。

(賛助会員の義務)

第 6 条

賛助会員は次の義務を負う。

1. 当法人の理事会及び評議員会の議決を遵守しなければならない。
2. 住所、氏名、機関誌送付先に変更がある場合には、速やかに届け出なければならない。

附則

1. この細則は、2013年2月24日より施行する。